

クマ出没時の対応マニュアル

1. 通報の受付

- 発見場所 ○発見日時 ○大きさ、頭数、行動 ○人身被害の有無
- (※できるだけ詳細に聞く)



2. 現地パトロール



3. 住民への周知・注意喚起

(防災行政無線、LINE の活用)



4. 関係機関への連絡

- ①五所川原警察署 (電話:35-2141)
- ②西北農林水産事務所(電話:35-5727)
- ③県自然保護課 (電話:017-734-9257)
- ④鶴田消防署 (電話:22-2131)
- ⑤有害鳥獣駆除実施隊
- ⑥学校等(教育委員会、幼稚園等)



5. クマの探索

①クマを発見した場合 (※必ず複数人で行う)

(1)緊急性が高い(人が多い、クマが興奮している…等)

・捕獲 → 銃器(猟銃、麻醉銃)

※警察官職務執行法により警察が許可した場合

→ 箱ワナ(ドラム缶)

・捕獲従事者に対する捕獲許可の付与必要

・住民避難(広報車、防災無線)

・追い払い

(2)緊急性が低い(人が少ない、クマが興奮無し…等)

・監視

・追い払い

同時進行